

# 適格請求書等保存方式の概要

－ご留意いただきたい事項－

令和4年5月17日  
大阪国税局 消費税課

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 1 売手の留意点

### 【例①：認められる例】

#### 請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

請求金額（税込）60,197円

(T123…)

※は軽減税率対象

| 取引年月日  | 品名     | 数量  | 単価  | 税抜金額   | 消費税額  |
|--------|--------|-----|-----|--------|-------|
| 11/2   | トマト ※  | 83  | 167 | 13,861 | -     |
| 11/2   | ピーマン ※ | 197 | 67  | 13,199 | -     |
| 11/15  | 花      | 57  | 77  | 4,389  | -     |
| 11/15  | 肥料     | 57  | 417 | 23,769 | -     |
| 8%対象計  |        |     |     | 27,060 | 2,164 |
| 10%対象計 |        |     |     | 28,158 | 2,815 |

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります。

【例①】

#### 《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
    - 8%対象：27,060円（税抜き）
    - 10%対象：28,158円（税抜き）
  - ・ それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
    - 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
    - 10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 1 売手の留意点

### 【例②：認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日  
(株)△△

請求金額（税込）60,195円 (T123…)

※は軽減税率対象

| 取引年月日  | 品名     | 数量  | 単価  | 税抜金額   | 消費税額  |
|--------|--------|-----|-----|--------|-------|
| 11/2   | トマト ※  | 83  | 167 | 13,861 | 1,108 |
| 11/2   | ピーマン ※ | 197 | 67  | 13,199 | 1,055 |
| 11/15  | 花      | 57  | 77  | 4,389  | 438   |
| 11/15  | 肥料     | 57  | 417 | 23,769 | 2,376 |
| 8%対象計  |        |     |     | 27,060 | 2,163 |
| 10%対象計 |        |     |     | 28,158 | 2,814 |

○ 一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません。  
【例②】

合算

### 《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
  - ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
- ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

| 請求書                  |                       |              |
|----------------------|-----------------------|--------------|
| (株)〇〇御中              | XX年 11月 1日            |              |
| 10月分 (10/1~10/31)    | 109,200円 (税込)         |              |
| 納品書番号                | 金額                    |              |
| No.0011              | 11,960円               |              |
| No.0012              | 7,640円                |              |
| No.0013              | 9,800円                |              |
| ...                  | ...                   |              |
| 合計                   | 109,200円 (消費税 9,200円) |              |
| 10%対象                | 66,000円               | (消費税 6,000円) |
| 8%対象                 | 43,200円               | (消費税 3,200円) |
| △△商事(株)              |                       |              |
| 登録番号 T 1234567890123 |                       |              |

| 納品書            |         |
|----------------|---------|
| 納品No.0013      | (株)〇〇御中 |
| 下記の商品が納品いたします。 |         |
| 納品No.0012      | 納品書     |
| (株)〇〇御中        | △△商事(株) |
| 下記の商品が納品いたします。 |         |
| 納品No.0011      | 納品書     |
| (株)〇〇御中        | △△商事(株) |
| 下記の商品が納品いたします。 |         |
| XX年 10月 1日     |         |
| 品名             | 金額      |
| 牛肉 ※           | 5,400円  |
| じゃがいも ※        | 2,160円  |
| 割り箸            | 1,100円  |
| ビール            | 3,300円  |
| 合計             | 11,960円 |
| ※印は軽減税率対象商品    |         |

納品書番号  
(関連の明確化)

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## インボイス説明会でのよくある質問

Q1 当社は、POSシステムを利用して商品の販売管理を行っています。現在は一取引ごとに消費税の端数処理をしており、その端数処理後の消費税額が請求書に反映されています。制度が始まるに当たって、POSシステムを回収する必要がありますか？【製造業】

A1 1インボイス当たり税率ごとに1回の端数処理となるようにシステム改修を行っていただく必要があります。

Q2 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しの保存が義務付けられるとのことですが、「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類を複写したものでなければなりませんか？【小売業】

A2 「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、その適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれますので、例えば、適格請求書に係るレジのジャーナル、複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細表などの保存があれば足りることとなります。

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送  
（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡  
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡  
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等  
（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス  
（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

## 2 買手の留意点

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される「交付義務の免除」 ①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## インボイス説明会でのよくある質問

Q1 賃貸事務所の家賃支払いについては、賃貸契約に基づき毎月口座振替をしているがその際に領収書等の交付は受けていません。どのようにすれば仕入税額控除を受けることが可能ですか？【サービス業】

A1 ご質問の場合、例えば賃貸における基本契約書及び口座振替された通帳によりインボイスの記載事項を満たすのであれば、これらを併せて保存することで仕入税額控除が可能です。また、インボイス制度導入前に作成された契約書でも例えば『登録番号』や『適用税率』等に関する通知書及び通帳を併せて保存することで仕入税額控除が可能です。

Q2 中古車販売業を営んでいますが、インボイスがない個人のお客様からの仕入については、仕入税額控除を受けることが可能ですか？【中古自動車販売業】

A2 古物営業を営む者が、適格請求書発行事業者以外の者から古物営業法に規定する古物を買受けた場合には、一定事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 3 税額計算の方法等

### 税額計算の方法

- 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

#### 《 売上税額 》

#### 《 仕入税額 》

##### 【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

仕入税額は  
「積上げ計算」  
のみ適用可

##### 【積上げ計算】（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

##### 【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は  
いずれか選択可

##### 【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

免税事業者が登録しない場合の取引先への影響



当社が**登録しないと**  
どうなるんだろう・・・



登録をしないと、  
売上先（B社）にインボイスを交付できない  
そして、売上先（B社）は、インボイスがなければ  
仕入税額控除ができない  
ということは…

インボイス  
制度後



仕入先  
(材料業者)



7,700円

うち10%相当分※  
①700円

※ 取引対価×10/110



A社 当社  
(製造業者)



11,000円

うち10%相当分※  
②1,000円



B社 売上先  
(小売業者)



14,300円

うち10%相当分※  
③1,300円



(消費者)



B社 の納付税額

あり

インボイス

$$\text{③ } 1,300\text{円 (売上税額)} - \text{② } 1,000\text{円 (仕入税額)} = \text{③ } 300\text{円 (納付税額)}$$

これまで  
とおり

ポイント

当社（売手）がインボイスを交付した場合  
と比べ、**売上先（買手）の納付税額  
が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています（10ページ参照）

なし

$$\text{③ } 1,300\text{円 (売上税額)} - \text{② } 0\text{円 (仕入税額)} = \text{③ } 1,300\text{円 (納付税額)}$$

② 控除不可

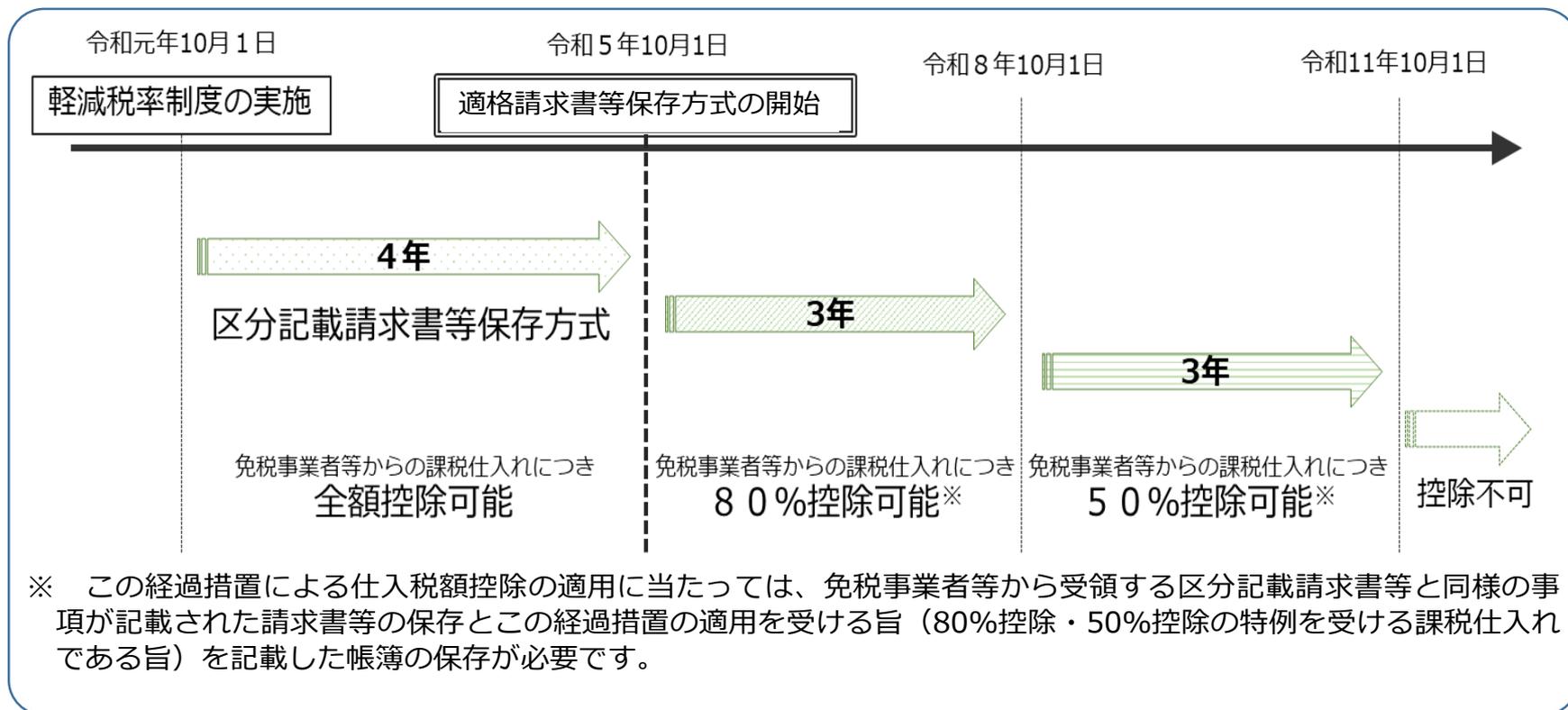
登録したら、  
申告が必要なんですよ・・・



# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 免税事業者の登録の判断



登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先（買手）からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません  
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます  
（経過措置終了後は控除できません）  
（インボイスに該当しない請求書等は交付ができます）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と価格を含めた取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう  
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

**仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）**

制度開始後**6年間**は、仕入税額の**一定割合を控除**できます（請求書の保存など、要件があります）

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



## 4 適格請求書発行事業者公表サイト

適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

> 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

### 【確認できる事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※）
- ② 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 登録取消年月日、登録失効年月日

※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要

上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能

- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

# 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

## 適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

### 【TOP画面】

国税庁 インボイス制度 本文へ 閲覧支援ツール（音声読み上げ） サイトマップ

適格請求書発行事業者公表サイト

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ホーム（登録番号を検索） お知らせ ご利用ガイド ダウンロード Web-API 登録番号とは よくある質問

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

🔍 登録番号を検索する

登録番号（"T"を除く13桁の半角数字）を入力して「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

登録番号 T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する +

①確認したい登録番号を入力

②検索をクリック

検索 クリア

お知らせ お知らせ一覧 >

登録番号 T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する + 一度に最大10件まで検索可能

### 【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [ページ印刷](#)

## 国税 太郎の情報

### 最新情報

登録番号  
T1234567890123

氏名又は名称（通称）  
国税 太郎

登録年月日  
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地  
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号  
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

# ○ お問い合わせ先など

## 適格請求書発行事業者の登録申請書等の作成及び提出

- 適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続きがスムーズです。以下のURLから登録申請書の作成から提出まで行うことができます。  
URL : <https://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 登録申請書等を郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

## 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先

- 適格請求書等保存方式に関するご相談は、以下で受け付けております。  
軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）  
**専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）**  
※ インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。  
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁HP（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。